

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

表 段階的緩和措置(抜粋)

段階	適用開始	基準 (過去7日間の人口10万人当 たりの新規感染者数)	緩和・再開の対象/再開の条件
第1段階	3月1日より	－	・学校、保育所、理髪店が再開済。
第2段階	3月8日より	－	・書店、生花店、園芸店/衛生計画と売り場面積に応じた入店人数制限。 ・自動車教習所、航空学校など/マスク着用が長時間できないサービス(理髪店 など)を含め、顧客の来店同日受診の抗原検査と従業員のための検査計画が必要。
第3段階	3月8日より感染状況に応じて開始	50未満	・全小売店舗/売り場面積に応じた入店者数制限。 ・美術館や動物園など/事前予約などの条件なし。
		50～100	・全小売店舗/予約制ショッピング(クリックアンドコレクト)限定。接触者追跡情報の提出義務。売り場面積に応じた入場者数制限。 ・美術館や動物園など/接触者追跡用情報提出を含む事前予約により再開。
第4段階	第3段階の開始から14日間経過後の感 染状況に応じて開始 (最短開始日は3月22日)	50未満	・屋外飲食店、劇場や映画館。
		50～100	・屋外飲食店/接触者追跡用情報提供を含む事前予約、および複数世帯同席の 場合は、来店同日の抗原検査が必要。 ・劇場や映画館/来場同日の抗原検査。
第5段階	第3段階の開始から14日間経過後の感 染状況に応じて開始 (最短開始日は4月5日)	50未満	・屋外における50人までの余暇イベント。
		50～100	・全小売店舗/売り場面積に応じた入店者数制限。 ※ 第3段階の条件緩和
今後の緩和措置			飲食、文化事業、催し物、旅行業、宿泊施設における緩和については、現在進 行中の検査戦略、ワクチン接種、変異株拡大状況を含む新型コロナ感染状況な どを総合的に勘案し、3月22日にあらためて協議される。

※各段階において、過去7日間の人口10万人当たりの新規感染者数が3日連続で100を超えた場合、その翌々営業日以降、3月7日まで適用されていた規則が再び有効となる(「非常ブレーキ」)。

(出所)連邦政府